

終身保障変更特約条項

(平成25年12月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、保険契約者と当会社との間ですでに締結されている終身保険契約の一部を、他の保険契約に変更する場合の取扱について定めたものです。

第1条 (用語の意義)

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
被変更契約	この特約条項の適用により、その一部が変更される当会社所定の終身保険契約をいいます。
変更後契約	第4条(被変更契約の変更価格)第1項に定める被変更契約の変更価格が充当される当会社所定の保険契約をいいます。

第2条 (変更の要件)

変更の際は、被変更契約について、つぎの各号の要件を満たすことを要します。

- (1) 変更について被保険者の同意を得ること
- (2) 保険契約の締結後2年以上継続していること。ただし、復活または復旧の取扱が行われた場合には、それらの時から2年以上継続していること
- (3) 変更時まで2年以上の期間にわたり保険料が払い込まれ有効に継続していること
- (4) 年金(特約の年金を含みます。)の支払が行われていないこと
- (5) 保険料の自動貸付または契約者貸付がないこと
- (6) 保険料の払込が免除されていないこと

第3条 (被変更契約の一部の指定)

1. 被変更契約の保険契約者は、被変更契約の主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金額のうち変更されない部分の金額を指定することを要します。この場合、指定金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 被変更契約の主契約のうち、被変更契約の主契約の死亡保険金額から第1項に定める指定金額を差し引いた金額に対応する部分が変更後契約に変更されます。この場合、変更される部分の死亡保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
3. 被変更契約の主契約に入院給付金、手術給付金または通院給付金等のある当会社所定の特約(以下「各特約」といいます。)が付加されている場合には、各特約は被変更契約の主契約のうち第2項の規定により変更される部分とあわせて変更後契約に変更されるものとします。ただし、保険契約者は、各特約のうち変更されない特約を指定することができます。
4. 被変更契約におけるつぎの各号の部分および特約(以下「被変更部分」といいます。)については、変更後契約の主契約締結時の責任開始期(以下「変更後契約の責任開始期」といいます。)に消滅するものとします。
 - (1) 被変更契約の主契約のうち第1項および第2項の規定により変更後契約に変更される部分
 - (2) 第1号の部分の消滅により、被変更契約の特約の保険金額、災害保険金額、災害割増保険金額または給付金額が当会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度をこえる部分(被変更契約の特約の残存する部分が当会社の定める金額未満となるときは、その特約の全部)
 - (3) 第1号の部分の消滅により、被変更契約の契約者配当金で買い増された累積生存保険または累積終身保険の保険金額が当会社所定の方法で改められることとなるときは、改められる前の保険金額と改められた後の保険金額との差額部分
 - (4) 被変更契約の主契約に付加されている各特約のうち第3項の規定により変更後契約に変更される特約

第4条 (被変更契約の変更価格)

1. 被変更契約の変更価格は、つぎの各号の合計額とします。
 - (1) 第3条(被変更契約の一部の指定)第4項に定める被変更部分の責任準備金
 - (2) つぎの金額の合計額
 - (ア) 変更時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱にもとづき計算した被変更部分の契約者配当金
 - (イ) 被変更契約の保険料の払込方法(回数)が年一括払または半年一括払の場合で、変更時に保険料の残額に相当する金額があるときは、その金額(変更後に残存する被変更契約の保険料に対応する金額を除きます。)。ただし、被変更契約において未払込保険料があるときは、その払込があったものとして計算した金額とします。
 - (ウ) 被変更契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額(変更後に残存する被変更契約の保険料の前納または一括払に要する金額を除きます。)
2. 当会社は、変更時に、当会社の定める取扱にもとづき、第1項第1号の金額を変更後契約の主契約の責任準備金に、第1項第2号の金額を変更後契約の主契約の一時払保険料に充当します。ただし、被変更契約において未払込保険料があるときは、その金額を第1項第2号の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第1項第1号の金額から差し引きます。

第5条（変更後契約の構成）

変更後契約の主契約は、つぎの各号の部分から構成され、第2号の部分については当会社の定める金額以上であることを要します。

- (1) 変更価格を充当する部分（以下「変更部分」といいます。）
- (2) 保険契約者から払い込まれる保険料に対応する部分（以下「保険料払込部分」といいます。）

第6条（変更日）

1. 変更日は、変更後契約の契約日とします。
2. 被変更部分の保険契約上の責任は、変更後契約の責任開始期に終了します。

第7条（被変更部分に相当する保険契約への復旧および復旧に伴う清算）

1. つぎの各号に該当した場合で、保険契約者から申出があったときは、変更がなかったものとして被変更部分に相当する保険契約に復旧（以下「被変更部分に相当する保険契約への復旧」といいます。）させるものとします。
 - (1) 主契約の被保険者が変更後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、変更後契約の死亡保険金（死亡による年金、特約の死亡保険金および死亡による特約の年金を含みます。以下同じ。）または死亡給付金（特約の死亡給付金を含みます。以下同じ。）が支払われない場合で、つぎのいずれかに該当したとき
 - (ア) その自殺が被変更契約の自殺免責期間（主契約の被保険者が自殺した場合で、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める免責事由に該当し、死亡保険金または死亡給付金が支払われない期間をいいます。以下同じ。）経過後であるとき
 - (イ) 被変更契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約（以下「被変更契約の被転換契約」といいます。）があるとき
 - (2) 被変更契約の責任開始期以後で、かつ、変更後契約の責任開始期前に原因が生じていたために、つぎのいずれかに該当したとき
 - (ア) 変更後契約の高度障害保険金（主契約の被保険者にかかわる、特約の高度障害保険金および特約の高度障害年金を含みます。以下同じ。）が支払われないとき
 - (イ) 被変更契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、変更後契約の保険料の払込が免除されないと
 - (3) 変更時に保険契約者または被保険者に告知義務違反があったために、変更後契約の主契約が解除されるとき
 - (4) 主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがあったために、変更後契約が無効とされるとき
2. 第1項の規定により被変更部分に相当する保険契約への復旧を行う場合には、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引くものとし、差引の結果余りがあるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、その被変更部分に相当する保険契約において保険金を支払うときは、その受取人に払い戻します。
 - (1) つぎの金額の合計額
 - (ア) 変更後契約において保険契約者から払い込まれた保険料（変更価格を除きます。）
 - (イ) 被変更部分に相当する保険契約において保険給付が行われる場合には、その金額
 - (2) つぎの金額の合計額
 - (ア) 変更後契約において保険給付が行われた場合には、その金額
 - (イ) 被変更部分に相当する保険契約について払い込むべきであった変更日からの保険料（変更時に清算した未払込保険料を含みます。）
 - (ウ) 変更後契約において保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金
3. 第2項の差引ができない場合には、保険契約者は、当会社の指定する日までにその不足額を払い込むことを要します。この場合、その日までに不足額の払込がないときは、被変更部分に相当する保険契約への復旧を取り扱いません。
4. 第1項の規定により被変更部分に相当する保険契約への復旧を行う場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険金または死亡給付金の受取人が、変更時の被変更契約と変更後契約とで異なる場合には、変更後契約における受取人が、被変更部分に相当する保険契約における受取人であったものとします。
 - (2) 変更後契約において保険金もしくは死亡給付金の受取人の変更または保険契約の承継が行われたときは、被変更部分に相当する保険契約においても同一の変更または承継があったものとします。
 - (3) 指定代理請求人についても、第1号および第2号と同様に取り扱います。
5. 第1項から第4項までの規定にかかわらず、変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第8条（変更後契約の保険給付に関する特別取扱）

1. 主契約の被保険者の自殺により保険給付の事由が生じた日において、主契約の被保険者にかかわる、変更後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算します。以下同じ。）が、被変更部分におけるそれらの合計額（変更がなかったものとみなして取り扱います。）をこえないときは、第7条（被変更部分に相当する保険契約への復旧および復旧に伴う清算）第1項第3号または第4号に該当する場合を除き、第7条第1項の規定による被変更部分に相当する保険契約への復旧を取り扱わず、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の被保険者が、変更後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺した場合でも、その自殺が被変更契約の自殺免責期間経過後であるときは、被変更部分において支払われるべき死亡保険金の額を限度として変更後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、被変更契約の自殺免責期間中に主契約の被保険者が自殺した場合でも、被変更契約の

被転換契約があるときは、被変更契約の被転換契約において支払われるべき死亡保険金または死亡給付金の合計額を限度として変更後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。

- (3) 第1号または第2号の規定により、変更後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われる場合には、当会社の定める取扱にもとづき、変更後契約における主契約の死亡保険金額または死亡給付金額の合計額と特約の死亡保険金額または死亡給付金額の合計額の割合（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算します。）に応じて、変更後契約の主契約および特約から死亡保険金または死亡給付金を支払います。
 - (4) 第1号または第2号の規定により、変更後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合には変更後契約は消滅します。
 - (5) 第1号または第2号の場合、被変更部分または被変更契約の被転換契約において支払われるべき死亡保険金または死亡給付金の合計額が、変更後契約の主約款または特約条項の規定によりその自殺によって保険契約者に支払われるべき責任準備金の額以下となるときは、第1号または第2号の規定にかかわらず、変更後契約の主約款および特約条項の規定によりその自殺によって保険契約者に支払われるべき責任準備金を保険契約者に支払います。
2. 被変更契約の責任開始期以後で、かつ、変更後契約の責任開始期前の原因により、被変更契約の主契約の被保険者にかかわる高度障害保険金が支払われるべき事由に該当し、かつ、変更後契約の主契約の被保険者にかかわる高度障害保険金が支払われるべき事由に該当した場合でも、主契約の被保険者にかかわる、変更後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額が、被変更部分において支払われるべきそれらの合計額（変更がなかったものとみなして取り扱います。）をこえないときは、第7条第1項第3号または第4号に該当する場合を除き、第7条第1項の規定による被変更部分に相当する保険契約への復旧を取り扱わず、その原因は、変更後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
 3. 被変更契約の責任開始期以後で、かつ、変更後契約の責任開始期前の原因により、被変更契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、変更後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合でも、主契約の被保険者にかかわる、変更後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額が、保険料の払込が免除されるべき被変更部分におけるそれらの合計額（変更がなかったものとみなして取り扱います。）をこえないときは、第7条第1項第3号または第4号に該当する場合を除き、第7条第1項の規定による被変更部分に相当する保険契約への復旧を取り扱わず、その原因は、変更後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
 4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第9条（変更後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）

1. 被変更契約の責任開始期以後で、かつ、変更後契約の責任開始期前の原因により、被変更部分となった特約の保険金または給付金が支払われるべき事由に該当し、かつ、変更後契約の特約の保険金（主契約の被保険者にかかわる、特約の死亡保険金および特約の高度障害保険金を除きます。以下同じ。）または給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が被変更部分となった特約の保険期間満了前である場合に限り。）でも、その原因は、変更後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、変更後契約の特約の保険金額または給付金額が、被変更部分におけるそれらに対応する部分の金額をこえる部分については、変更後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
2. 変更時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が、変更後契約の特約の解除を行う場合には、変更後契約の特約の保険金額または給付金額が、被変更部分における変更後契約の特約の保険金または給付金に対応する部分を有する保険金額または給付金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
3. 第1項および第2項における対応する部分とは、変更後契約の特約の保険金または給付金とそれぞれ名称を同じくする被変更部分となった特約の保険金または給付金をいい、つぎの各号の給付金を含むものとします（以下同じ。）。
 - (1) 変更後契約の特約の保険金が特約障害保険金の場合には、被変更部分となった特約の疾病障害給付金
 - (2) 変更後契約の特約の保険金が特約介護保険金の場合には、被変更部分となった特約の介護給付金
4. 変更後契約の各特約において、第1項または第2項の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分（特約給付の基準となる金額をもとにそれらの部分を定めます。）については、特約の各部分ごとに当該特約条項の規定を適用するものとします。
5. 第1項または第2項の場合でも、変更時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当社が変更後契約の主契約の解除を行うときは、それらの規定を適用しません。
6. 第1項から第5項までの規定にかかわらず、変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第10条（変更後契約が無配当終身医療保険の場合の特則）

変更後契約が無配当終身医療保険の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被変更契約の責任開始期以後で、かつ、変更後契約の責任開始期前の原因により、変更後契約の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が被変更部分となった特約の保険期間満了前である場合に限り。）でも、その原因は、変更後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、変更後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額が、被変更部分のうち同種の給付内容を有するものとして当社が定める特約における給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額をこえる部分については、変更後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
- (2) 変更後契約において、第1号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに当該給付金の支払に関する規定を適用するものとします。

- (3) 第1号および第2号の規定により災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる場合、その支払額の計算に用いた入院給付金日額を基準として、変更後契約の入院一時給付金の支払額を計算します。ただし、その金額が被変更部分となった特約において支払われるべき入院一時給付金の額（変更がなかったものとみなして計算します。以下本号において同じ。）より小さい場合は、変更後契約の入院給付金日額を基準として計算した金額（被変更部分となった特約において支払われるべき入院一時給付金の額をこえる場合は、その入院一時給付金の額と同額）を変更後契約の入院一時給付金の支払額とします。
- (4) 変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1号から第3号までに定める取扱は行いません。
- (5) 被変更契約に特別増加保険特約条項の規定による特別増加保険（契約者配当金特殊支払特則による買増保険を加えて取り扱います。以下本号において同じ。）が付加されている場合、被変更部分に対する特別増加保険の責任準備金を変更後契約の主契約の責任準備金に充当します。

第11条（変更後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合の特則）

変更後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被変更契約に介護特約D（H13）または無配当介護特約（H13）（以下「介護特約D（H13）等」といいます。）が付加されていた場合において、被変更契約に付加されていた介護特約D（H13）等の責任開始期以後で、かつ、変更後契約の責任開始期前の原因により、変更後契約の介護年金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が被変更部分となった介護特約D（H13）等の保険期間満了前である場合に限り。）には、変更後契約のうち、変更日において、変更後契約の介護年金の現価が被変更部分となった介護特約D（H13）の介護給付金額（変更後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合には、第9条（変更後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用した部分の金額を差し引いた金額）と同額までの基本介護年金額の部分について、その原因は、変更後契約の責任開始期以後に生じたものとして取り扱います。
- (2) 第1号の規定により、変更後契約の基本介護年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。この場合、当社は、その支払われない部分の介護年金に対する責任準備金を介護年金の受取人に支払います。
- (3) 第1号および第2号の規定にかかわらず、変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。
- (4) 変更後契約の主契約の保険料払込期間を変更するときは、保険料払込部分についてのみ普通保険約款の規定を適用します。

第12条（変更後契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）の場合の特則）

変更後契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第11条（変更後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合の特則）第1号の規定を適用します。
- (2) 第1号の規定により、変更後契約の基本介護年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。この場合、当社は、その支払われない部分の介護年金のうち変更部分の責任準備金を介護年金の受取人に支払います。
- (3) 第1号および第2号の規定にかかわらず、変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第13条（変更後契約に新総合医療特約D（H22）、8大生活習慣病入院特約Dまたは女性特定疾病入院特約D（H22）が付加されている場合の特則）

変更後契約の締結の際に新総合医療特約D（H22）、8大生活習慣病入院特約Dまたは女性特定疾病入院特約D（H22）を付加した場合には、これらの特約の給付金については第9条（変更後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被変更契約の責任開始期以後で、かつ、変更後契約の責任開始期前の原因により、変更後契約の新総合医療特約D（H22）の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金もしくは放射線治療給付金または8大生活習慣病入院特約Dもしくは女性特定疾病入院特約D（H22）の入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が被変更部分となった特約の保険期間満了前である場合に限り。）でも、その原因は、変更後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、変更後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額が、被変更部分のうち同種の給付内容を有するものとして当社が定める特約における給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額をこえる部分については、変更後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
- (2) 変更時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が、変更後契約の特約の解除を行う場合には、変更後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額が、被変更部分のうち同種の給付内容を有するものとして当社が定める特約における給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (3) 変更後契約の各特約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分（特約給付の基準となる金額をもとにそれらの部分を定めます。）については、特約の各部分ごとに当該特約条項の規定を適用するものとします。
- (4) 第1号から第3号までの場合でも、変更時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当社が変更後契約の主契約の解除を行うときは、それらの規定を適用しません。
- (5) 第1号から第4号までの規定にかかわらず、変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第14条（変更後契約に無配当先進医療特約が付加されている場合の特則）

1. 変更後契約の締結の際に無配当先進医療特約を付加した場合で、かつ、被変更契約に無配当先進医療特約が付加されていた場合において、被変更契約に付加されていた無配当先進医療特約の責任開始期以後で、かつ、変更後契約の責任開始期前の原因により、無配当先進医療特約の給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が無配当先進医療特約の保険期間満了前である場合に限り、）でも、その原因は、変更後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
2. 第1項の場合でも、変更時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当社が変更後契約の主契約の解除を行うときは、その規定を適用しません。
3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱いは行いません。